

第二十八回国会 参議院内閣委員会 議録第二十三号

昭和三十三年四月九日(水曜日)午後一時四十三分開会

委員の異動

本日委員近藤鶴代君及び永岡光治君辞任につき、その補欠として井村徳二君及び横川正市君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長

理事

委員

大谷 藤之助君	松岡 平市君	上原 正吉君	吉米 地義三君	中野 文門君	増原 恵吉君	松村 秀逸君	伊藤 頼道君	田畑 金光君	千葉 信君	横川 正市君	吉田 法晴君	島村 軍次君	八木 幸吉君	津島 壽一君	田畑 金光君	門叶 宗雄君	加藤 陽三君	小幡 久男君	山本 幸雄君	山下 武利君	小山 雄三君
防衛庁長官	防衛庁副長	防衛庁教育局長	防衛庁人事局長	防衛庁経理局長	防衛庁装備局長	防衛庁顧問	防衛庁参事	防衛庁参事	防衛庁参事	防衛庁参事	防衛庁参事	防衛庁参事	防衛庁参事	防衛庁参事	防衛庁参事	防衛庁参事	防衛庁参事	防衛庁参事	防衛庁参事	防衛庁参事	防衛庁参事

事務局側

参事(委員部)

第二課勤務

川上 路夫君
常任委員 杉田正三郎君
会専門員

本日の会議に付した案件

○防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(藤田進君) これより内閣委員会を開会いたします。

委員の異動がございましたので、事務局から報告させていただきます。

○参事(川上路夫君) 御報告いたします。

本日、永岡光治君が辞任されました、その後任として横川正市君が委員に選任されました。

○委員長(藤田進君) それでは、これより議事に入ります。

防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

これより両案の質疑に入ります。御質疑のある方は、順次、御発言願います。

○田畑金光君 今回の二法律案の改正を見ますと、陸上自衛隊一万余増員を中心として、航空自衛隊の増強、あるいは海上自衛隊の充実、技術研究所の発展強化をはかって新兵器の研究、開発、利用に乗り出しておるわけであり、今回の政府提出の法律案を見ま

すと、この自衛隊増強計画は、世界の軍事情勢とか、政治情勢の動きとか、国内における世論の動向とか、わが国をめぐる内外の諸情勢等を全く無視した態度で終始しておると見受けられるわけであり、政府の国防の基本方針である長期防衛計画等は再検討の時期に来ておると考えるわけですが、この点について政府はどのように判断しておられるか、まず承わりたいと思います。

○国務大臣(津島壽一君) 三十三年度の計画をいたしまして、お示しのように、陸上自衛隊において一万人、また海空において必要の人員の増加を計画したわけでございます。この計画は、根本には、御承知の国防会議において防衛の基本方針が決定され、また、今後昭和三十五年ないし三十七年にわたる防衛の整備目標というものの実行の段階において、三十三年度において実行すべきものとして適当だというものについて、予算並びに所要の法律の制定を企図したわけでございます。

そこで、御質問にありました、この三十三年度の計画が国際情勢ないしは軍事情勢に即応しておるかどうかという点でございます。根本的には、御承知のように、わが国の防衛体制は、まだ、育成と申しますか、整備の段階にあるわけでございます。目標といたしましては、国力、国情に即した最小限度必要な防衛体制を作っていく、こういうのでございます。この基本方針については、今日の国際情勢もさることながら、これに根本的の変更を加え

るといふことは必要ない、妥当でない、こういう見解のもとに、三十三年度の具体的な計画ができておるわけでございます。

お示しになった国際軍事情勢と申しますと、今日の原水爆その他の核兵器の進歩、科学の進歩に基づく装備の改善、そういった点であらうと思えます。しかし、これらの発展にもかかわらず、いわゆる国際の軍備の状況は、こういった核装備によるミサイルその他の進歩もあり、一面、通常兵器というものを装備の改善によって効率化していくという方針は、これは依然として今日保持され、また、そういった方面に工夫されておるといふのもまた実情でございます。わが国の防衛は、基本的には核装備をしない、従って、いわゆる在来の通常兵器というものの改善、装備の刷新による、部隊の編成もそれに即応してやろう、こういう方針のもとに防衛の整備目標を達成しよう、こういう方針でございます。まして、諸外国の実例を見ましても、核装備その他ミサイルというような近代科学兵器による装備の増強といったものを見た上において、ある程度通常兵器によって整備した部隊の縮減と兵器によって整備した部隊の増強というものが行われておる、しかしながら事実でございますが、しかしながら通常兵器をもって整備した軍隊というものが今日の重要な役割を占めるというところは、これは各国の軍事専門家、また実際の防衛担当者意見におおるわけですが、この点はどうなんですか。やるのかやらないのか。

○田畑金光君 お聞きいたしますと、一つも変わったこと、あるいは思想の前進というものは見受けられないわけですが、そうしますと、来年度も陸上兵力を二万名ふやす、あるいはこれに伴って航空自衛隊、海上自衛隊の強化をはかる、昭和三十五年度の計画達成ができるまでは基本方針を曲げないというところで、しやにむにこれを達成される御方針であるのかどうか。

○国務大臣(津島壽一君) 三十三年度に関しまして、ただいまお答え申し上げたわけでございます。三十四年度、三十五年、将来にわたる計画について、まだ具体的計画はきまっておられません。しかしながら、防衛の基本方針、国防の基本方針にも示してあります。目標というものは再検討する場合もあるというところは、この防衛整備目標中にもうたわれておる問題でございます。この前、三十四年度、三十五年度、それ以降のつまり計画において、絶対にこれを要えないでそのままするのだというのを申し上げた次第ではなかったのでございます。

○田畑金光君 具体的にお尋ねしますと、来年度に陸上兵力の一万余増員というところは、政府の立てられた基本計画に基くと、当然やられるものと見ておるわけですが、この点はどうなんですか。やるのかやらないのか。

○國務大臣(津島壽一君) ただいまの防衛整備目標によりまして、最終目標を十八万人ということにいたしておることは御承知の通りであります。今回の増勢によって十七万人となる。あと目標に対して一万のここに差があるわけでございます。ただいまの御質問の来年度においてこれをやるかどうかというのを申し上げますれば、これは全然決定いたしておりません。今回の一万人は、三十三年度においてとにかく一万人を増勢したい。しかし、この問題は今後検討を要する問題でありまして三十四年度において引き継ぎ一万人が必ず計画され、その提案をするということは、今のところは全然きまつておらない問題でございます。

○田畑金光君 三十四年以降の計画については、今後の情勢等によって再検討する幅もあるのだという御答弁ですが、昨年から今年にかけての軍事情勢の急激な変化、世界の力のバランスの異動、あるいはまた、核兵器をめぐる東西陣営の動きを見ましたときに、この一年間の動きこそ政府の既定方針に対して根本的な検討を加えるべき時期であつた、こう考えるわけで、むしろ、今後の情勢変化に応じて加えるべきでない、すでに起きておる情勢に基いてこそ政府の国防基本方針を再検討すべき問題である、こう考えるわけですが、この点はどうも順序をはき違えておるような印象を受けるわけで、この点、どうでしょう。

○國務大臣(津島壽一君) 先ほどお尋ねの点については私は触れたつもりでございますが、わが国の防衛というものを今後ある程度の限度において根幹を作っていくということは、まだそ

の途中にあつたという事態でございます。して、軍事情勢の変化はもろもろ重大なる変化はありました。しかしながら、この防衛の目標達成の段階において、三十三年度においては最小限度の要請として、この程度はわが国防の安全、また独立を守る上においても、この程度のものは必要なものであるという見地において、三十三年度の計画を出したわけでございます。将来については、先ほど申しましたように、検討する機会もあるかと思いますが、さしあたりこれだけのものはわが国の国力に及び、また必要な限度としてこれを實現したい、こういう趣旨でこの提案ができておるわけでございます。

○田畑金光君 国力に応じてとか、あるいは、また、今整備の段階であるからこの程度が適当だと、こういうお話をしておりますが、そうしますと、政府の持つておられる防衛五カ年計画の最終目標がかりに達成した、こうなつてきますと、さらにそれは発展するものなのか、あるいはその程度で一応自衛隊の強化というものは押えようというものが政府のこれからの方針であるのか。その防衛五カ年最終計画も、まだ将来の発展のいかんによつては上の方に動かし得ることも考えられるのかどうか。この点、どうでしょう。

○國務大臣(津島壽一君) 今の御質問は、端的にいえば、この計画に次ぐべき他の長期計画を想定しておるかというところに要約されると思ひます。すなわち、三十五年ないし三十七年の整備目標が達成された後に、さらにこれを増強する計画を持つておるのであるかということに要約されると思ひるのでこ

ざいます。この問題は、今日まで、この長期計画をどうするかということについては、具体的案を持つておらぬわけでございます。従つて、必ずこういうものが次にまたさらに来るとかいうような方針の問題は、今日申し上げる機会には至つておらぬということが實際の事実でございます。

○田畑金光君 この間、資料を要求いたしました。特に各国の軍備の状況、兵力の増減の状況、こういうものを要求いたしましたところ、イギリスとかアメリカとか、ソ連、中共等について、一応の資料というものが出ておるわけですが、いずれを見ましても、陸軍兵力については削減の段階に来ておるわけで、それぞれ陸上兵力は減らしているわけです。今、世界の國で、陸上兵力を日本のようにふやさねばならぬ、ふやしておる、年度計画までもふやしておる、そういう國があつたら、一つ教えていただきたいと思ひます。

○國務大臣(津島壽一君) お答えをいたします前に、ただいまの米、ソ、英等において陸上兵力、人数の削減をやつておる、これは事実でございます。しかし、一面において、裝備の点において、またミサイルその他の基地の關係において、防衛全体としては非常に増強されておるといふ事実も無視できない事実でございます。

なお、御質問の点でございますが、どうかの國が陸上兵力の増強の計画を持つておるか、こゝろ、人数的だと思ひますが、これは西ドイツがまだ現状においては、正確な計数を申し上げることはできませんが、十萬そこそこだと思ひます。三十五萬計画を持つておつて、これを今後整備していくとい

う方針でございます。そういう意味において、いわゆる國防の整備段階にある國においては、一定の限度まで、その周囲の環境その他の状況に應じて整備をしていくという國も、たとえば西ドイツのごときはその一である、こゝろ申し上げて差しつかえないと思ひます。

○田畑金光君 お話の西ドイツの問題ですが、西ドイツの場合と日本の場合とは、これが占領の形態から、また占領の内容そのものからいつても、異なつておると考えるわけで、もうすでに日本は、今回の法律が通りますと、制服自衛官だけでも二十二萬二千名を突破する。こゝろ大きな勢力になつて、西ドイツの十萬そこらの勢力とは大きなへだたがりが出ておるわけなんです。

それから、お話のその他の國は、陸軍兵力は減らしておるが、その他ミサイル、核兵器等によつて、その國の戰略体制を変へつた。これはその通りだと思ひます。ところが、わが國においても、たとえば技術研究所を今いろいろな今後の新兵器の研究、開発、あるいは利用、こゝろことを一方においてはとつておるではありませんか。むしろ、こゝろ新しい兵器によつて通常兵器の弱体化を補充してこゝろとする、もう年來政府みずからもとつておるではありませんか。

こゝろいうことを考えたとき、政府が陸上兵力をふやしていくということを継続するといふようなことは、全く世界の情勢にマッチしない行き方である、こゝろ考えるわけだが、特に各國の動き等に対して、中共やあるいはソ

連、あるいは西ヨーロッパの國々、こゝろ國々について、今日の軍事体制といふものがどういふように動いておると政府当局は判断しておられるのか、もう少し具体的に承わりたいと思ひます。

○國務大臣(津島壽一君) 冒頭の御質問は、技術開発、裝備の改善ということについて、技術研究所等において非常な研究をしておるから、これによつて人数の削減をはかることができる、こゝろ、こゝろいうような点であつたかと思ひます。お説のごとく、技術研究所においては裝備品の研究、開発を鋭意やつておるわけでありまして、なお、その他近代科学による種々の兵器の研究もいたしておりますが、何分にも年所がまだ浅いものでございまして、まだ十分の成果を上げるには至つておりません。今後これには相当重点を置いて研究を続け、またそれが実用に供されるようなことにわれわれは期待しておるのでございまして。しかしながら、これはやはり年所を要する問題でございまして、一年、二年で完成するといふことは、なかなか期待のできないものでございまして。こゝろいつた点からいって、裝備の改善といふことについては、鋭意努力をいたし、その方向にわれわれは歩を進めておるわけでございます。

しかしながら、陸上なり海上その他の部隊においては、やはりある一定の人といふものは、その裝備を動かし、また航空機あるいは艦船の運営においても、訓練の上においても、必要なものがあるわけでございます。こゝろいつた面において、私は少くともこの限度においては必要であるといふので、決

して開発、研究という部面を無視するわけでもなく、これと調和をとり、また将来のその成果に期待して、いわゆる実力的の増強というものにも資したい、こういう考えでやっておるわけでありまして、今日の段階においてまだ十分の成果を上げておらぬという事実は、まことに遺憾でございますが、將來そういったことができた場合においては、わが国の防衛計画において大きな力になるというのを期待している次第でございます。

ほかの諸外国についても大体同様でございますが、御承知のように、極東方面、まあそういった部面における軍事の情勢から見ますと、陸上部隊においては、ほとんど問題にならぬ、非常に膨大なるところの陸上部隊、これが通常兵器、在来兵器に装備され、ある部面においては近代科学による装備もございまして、そういったものが非常に多いわけでございます。そういった多い中から、ある程度の縮減または編成がえ等があるのは事実でございます。しかしながら、わが国の十三万、十五万、十七万というものと比較して、どういふ問題であるというのを申し上げるのいかかと思っております。そういったわけで、わが国の防衛は、これはもう外国からの侵略があつた場合に、これに対処してわが国を守るというだけの使命を持つて作られたものでございます。従つて、可能な限度において整備して、万が一かなる国から、国外からの侵略があつた場合に、これを守つていこうというだけの防衛の体制を作つていこう、こういう次第でございます。

○田畑金光君 侵略々々といつておられますが、どういふ侵略を予想してやつておられるわけですか。

○國務大臣(津島壽一君) これは、陸上、海上、空中から、あるいは領土、領空、領海の周辺に、そういったたうな外国からの万が一の脅威と申しますか、直接の行動があつた場合に、自国を守つていこう、こういうわけでございます。今この国からどう来るというのを申し上げるということ、私は防衛の体制をきめる上において絶対の要件とは思つておりません。

○田畑金光君 侵略に対して守るといふお話でありますけれども、その通常兵器で侵略が守れまじょうか。

○國務大臣(津島壽一君) これは外国からの侵略の模様がどういふものであるかというところに歸するだらうと思ひます。しかしながら、わが国は現在の国力、国情において守り得る限度において守る以外にはないと思ひます。しこうして、全体の状況といたしまして、今、究極兵器ともいわれるICBMとかIRBM、これを使用する全面的な戦争があるだらうことに對処して、一國でそういったものに對処するだけの防衛は私には不可能なことだらうと思ひます。しかしながら、あらゆる様相を考へる場合においては、これは全面戦争の場合だけを想定して防衛を作る國は、私はこれは世界各國においてほとんど例外であらうと思ひのであります。アジア諸國、その他のヨーロッパ諸國においても、そういったやうなこ

とだけを想定したところの防衛というだけに限るといふわけではないと思ひ

のでありまして、すなわち、通常兵器を持つたあれただけの軍事の今日の世界の情勢において、そういったものを使用される場合もあり得るといふことが、やはり防衛を担當する者としては当然に對処する問題であらうと思ひのであります。万一の防衛体制が自力だけでよるといふか、わが国の防衛体制においては及ばざるころがあれば、これはやはり集団安全保障による、あるいは日米安保条約の力というものによつて防衛を全うするといふことが、現在のわが国の防衛方針だらうと思ひます。その意味において、今の自衛隊であらゆる戦争に對処し得るかといふことをお尋ねになれば、これは困難なことであらう、しかしながら、對処すべき方法は、あらゆる場面を想像して最善を尽くすといふことであるべきだと思ひます。

○田畑金光君 御答弁は、あらゆる場合を想定してないでやつてい

る、片ちばな軍備のあり方だと、こ

う考へるわけですが、御答弁によりま

すと、防衛できる限度で防衛する。そ

うすると、それは突き詰めてみま

すと、結局は防衛できなくていいの

だ。ほんとうに侵略に對して、長官の

先ほど來の答弁のように、あくまでも

自國を守るのだ、こういうことにな

れば、やはり想定された侵略國家とい

ふものは高度の兵器を持つておる、ミサ

イルを持つておる。そうならば、守る

という立場からのみいふならば、日本

はなぜそれでは核兵器を装備しないの

か、こういうことになつてこようと思

するといふやうな事態といふものはちよつと考へられないと思ひのです。その点はどうでしやうか。

○國務大臣(津島壽一君) 全然、侵略といふことがいかなる國からも絶対にないといふことを基礎にして防衛問題に對しての適否を議論するといふことは、これはまた私は問題外になつて思ひます。どういふ場合にそういったことが起るかといふやうな場合をいろいろ想像して、国力、国情に應じた程度に自分の國でやるといふことだけは、これは私は國家として独立する以上は当然やるべきことだと思ひます。その程度はいろいろございまして、しかしながら、基本的な方針としてはさうあるべきだと思ひます。

○田畑金光君 私の申し上げておることは、今日のこの軍事科学がかくのごとく発達した段階においては、長官の言われるやうな想定された侵略といふことは、即第三次世界大戦の危険を冒さなければ考へられない問題だらうと思ひのです。日本に對する本格的な侵略といふことは、單なる日本の防衛の問題ではなくて、これは世界戦争といふものを予測せぬ限りに考へられない問題だらうと思ひます。そういうことを考へたとき、われわれはそれこそこれから――長官なんかの考へておるやうに、政府の考へておるやうに、侵略々々と謂つておるが、さう簡単に侵略といふ問題は考へられないんだ。むしろ、それをどう措置するかといふことが、陸軍に兵力を一万名増員する、また別のこれは問題だと、こゝ判断するわけだが、要するに別の政治あるいは外交の問題だと、こゝ判断するわけですが、さういふことは、政府とし

ては全然考へておられないのか。もつともつと、私は、やはりアジアの情勢とか世界の情勢の認識といふものが必要であるのではなからうか、こゝ考へるわけ。

今回伝へるところによると、何か駐在武官といふのか知りませんが、外國に自衛官を駐在させる、その増員が計画されておるやうであります。こゝいう海外駐在の自衛官といふやうなもの、どういふ任務を持つてどんな役割を果すのか、どこどこに増強されようとする方針なのか。

○國務大臣(津島壽一君) 防衛局長から御答弁いたします。

○政府委員(加藤陽三君) お答えを申し上げます。防衛駐在官と俗稱いたしておりますけれども、これは外務省の方のそれぞれの外交官としての身分をもちまして、各國の在外公館に勤務を命ぜられておるものでございます。現在行つておるものは、アメリカに四名、それからフランスに一名、ソ連に一名、今度ふえますのは英國でございまして、英國に一名派遣をいたしたいと思つております。

その任務は、各國における軍事技術、各方面のわが國の防衛上必要な調査をし指導をする情報を送るということでございます。

○田畑金光君 これは今後また増強する計画なのか。こゝいう自衛官の外交官を外國にやることによつて、日本の防衛活動に對してどういふ貢獻をなしておるのか、また期待されておるのか、承わりたいと思ひます。

○政府委員(加藤陽三君) 御承知のとく、わが國の防衛を考えます場合に、おきましては、世界の軍事諸般の情勢

るわけですが、そのやり方は、九つの部に分けまして、もの別にいろいろやっております。ただ、従来の実績を見ますと、何と申しますか、研究開発についての企画をしたり立案をしたり、あるいは各幕僚部その他と折衝するといった研究行政と申しますか、そういう種類の仕事と、実際設備につきまして試験をしますり、調査研究をしますり、試作をするというより、純技術的な仕事をチャンポンにまかしてやっているような格好でございまして、そのために、技術家の技術的能力を十分に活用できない、雑務に追われてその方がおろそかになるというような面がございまして、今回これを分けまして、技術行政的な仕事をやるものと、純技術的な試験、研究をやるものとを分けまして、それぞれ分担に専念さすというように機構を整備いたしたい、こういうわけでありま

す。今考えておりますのは、九つあります。した部を全部解消いたしまして、総務部と技術部を作りまして、総務部は総務的な仕事、それから技術部は各試験所の窓口になり、あるいは制式とか企画を作るような仕事をやらせます。そのほか、いわゆる兵器の、開発の主要な兵器につきまして、それを一つのものにまとめ上げていくという研究開発の關係につきましては、四人の技術開発官といふものを置きまして、それぞれあるいは陸上装備、あるいは航空機、あるいは海上船舶関係、あるいは誘導兵器関係といふように、それぞれ分担をきめまして、四人の開発官が主要な兵器については、企画から、立案から、

試作から、ものをまとめ上げる仕事をやりまして、そのまとめ上げる仕事につきましては、試験だとか研究につきましては研究部を作っていく、こういうわけで、研究部を第一から第五まで、五つの研究部を作りまして、その研究所を利用して、技術開発官がものをまとめ上げていく、こういうことになっているわけでありまして。

先ほど御指摘になりました、どういふものを、どういふ武器をどう持つていくかというところにございまして、これは従来通りの方針でございまして、自衛隊の装備全体について研究開発をやつて参るわけにございまして、従来とも、研究開発の重点は誘導兵器、航空機、それから対潜関係の兵器、海上兵器、そういうものが重点になっておりました。これは今後ともそういう方向で進んでいくものと考えております。

○田畑金光君 今御説明のごとくどしくありましたが、これも一つ資料を提出したいと思つております。ことにその中で、誘導兵器の研究とか、あるいは航空機、対潜水艦等の兵器について研究化する、あるいはやがては試作し、利用化する、こういうことになってこようと思うのですが、これは特にミサイル、誘導兵器等については、アメリカやその他の国々の関係といふか、いろいろアメリカ等からナイクその他を輸入しているわけですが、どういふことになっているわけですか。

○政府委員(小山雄二君) アメリカからのナイクその他を、かつて研究開発用に要請したことはございまして、無償供与で要請したことはございまして、その話はまとまっております。現在技術研究

所をやつております誘導兵器の關係は、テストのミサイル、いろいろたとはば速度とか加速度とか、いろいろな測定を伴うテストのミサイルを作つて、試作しまして、飛ばしてみ、テストする、試験をする、こういう段階でございまして、それから、まとまった誘導弾としましては、御案内のように、エリコンの誘導弾を三十一年度、三十二年の両年度にまたがる予算で買つていただきました。近く到着することになっております。まとまった誘導弾としてはそれだけでございまして。

○田畑金光君 アメリカからナイクは六種くらいものを、誘導弾を入れて研究に供する、こういうことが以前伝えられていたわけですが、これはどういふ事情で契約が成立しなかつたわけですか。

○政府委員(小山雄二君) これは無償供与で、研究開発のために、研究用のために、一組ずつ無償供与してもらいたいといふことを申し入れたことがあつたわけにございまして、これはわれわれの研究体制が十分かどうかという問題と、もう一つは、研究の結果いろいろ出てくる成果に対する秘密保護の問題、そういうことがありまして、話がまとまっております。

○田畑金光君 長官にお尋ねいたしました、今の局長の答弁にありますが、アメリカとの研究のための誘導兵器導入の話し合い等、日本の受け入れ態勢ができていない、こういう關係に入つて来なかつた、こういうふうな実情にあるわけですか。これは、アメリカとの間に相互武器開発計画についての話し合い等も、協定ですか、協定についての話し合い等はあるのかない

のか、これはどうなつておるのですか。

○國務大臣(津島壽一君) 武器開発協定といふものは現在、日米間に結ばれておりません。また、私、就任後この問題で先方と話し合ったこともござい

ません。ただいまのところでは、ただいま装備局長から御説明申し上げましたように、エリコン、また、これは研究開発用じゃありませんが、サイドワインダー若干を有償供与を受けようというところになってございまして、御指摘の協定について、その当時あつたことはあつたでしょうが、それはそういうものがまとまらないし、またその後においてもこの話を始める、またそれを進行しておるという状況ではござい

ません。○田畑金光君 有償とか無償とかいふ問題が、アメリカとの話し合いの、取りきめの一つの条件ではなかつた、こゝろ見るのです。有償であるとか無償であるとかいふことはどうでもよからう、アメリカの側からいふと、ただ、日本に受け入れ態勢がなかつた。先ほどの装備局長の話によりますと、要するに、こういう研究開発をするだけの日本には秘密保護法等の制定がなされてない、受け入れの準備がなされてない、こういうところに問題があるわけですが、これはこの国会は、軍機保護法案等については政府は準備してない、用意をしてない、こういう御答弁でありますけれども、こういう点から見ても、この軍機保護法等についてはいずれ次の国会等では問題になつてくると、こゝろ考えるのですが、長官としては、先ほど来防衛の最高責任者としていろいろ頭を悩ましておら

れるようですが、こういうような面については秘密保護法等を作つて、日本のいわゆる新しい兵器の研究開発等に乗り出すお氣持があるのかどうか、おそれあると思つたのですが、どうでしょう。

○國務大臣(津島壽一君) 防衛に關した秘密保護といふことは、現在、御承知のように、日米防衛の援助の協定に基きまして、今現在あるわけにござい

ます。これが全部完全であり包括的であるかと申しますれば、必ずしもそうではないと思つております。従つて、防衛体制を完全にするために、防衛に關したある種の機密に対しての保護をするといふことの必要は、防衛上の見地からは私は認めておるわけにござい

○國務大臣(津島壽一君) これは防衛全体の問題でございます。どの部局にも関係を持つわけでございます。その意味において、これは防衛庁全体の問題であります。しかしながら、最もその事務に關係の深いところと申しますれば、防衛局になると、こう考える次第でございます。

○田畑金光君 防衛局では、こういう問題等について検討を進められているわけですね。

○政府委員(加藤陽三君) 先ほど長官のお述べになりましたような趣旨からいたしまして、現在の防衛秘密保護法で足らざる分野につきまして、検討を続けております。

○田畑金光君 長官にお尋ねいたしますが、結局、新しい分野の兵器の研究開発をおやりになるといっても、今いったような一つの壁にぶつかるわけですが、長官としてはどの道を今後おとりにならうという御方針なんですか。

○國務大臣(津島壽一君) 機密の保護を可能にするということは、法律の制定以外においても、行政的に可能な程度においては当然すべきでございます。その意味において、今の各種の新式兵器の検討というものは、現在与えられたるそういったような条件のもとに進行をしておるわけでございます。新式兵器についても、誘導兵器についても、こういったような特殊の機密保護法の適用でなくて可能なものがあり得るわけでございます。その意味において、私どもは、現在の法制のもとにおいて、最善を尽してこの新装備に必要なところの研究開発をやっているというものが現状でございます。

○田畑金光君 これは一つ、先ほど来要求を出しました資料を一つ出していただいてから、さらに質問をすることにして、きょうその点はそれだけにとめておきますが、

次に、長官にお尋ねいたしますけれども、日米安保委員会ですが、これは過去三回か四回くらい持たれたと思うのです。日米安保委員会が発足した経緯を考えてみますと、これは日米共同声明に基いて出てきたわけで、困り切ったもので、安保委員会は、行政協定の不平等的な性格の面を是正するとか、あるいは駐留米軍の主要配備について可能な限り日本と相談をするとか、こういう趣旨で、これは昨年の日米共同声明から発して生れたものだと思っておりますが、どうも最近のこの日米安保委員会の動きを見ますと、当初の趣旨から反して、あるいは逸脱しておるような印象を受けるわけですが、長官はこれに日本政府を代表して出ておられるわけで、この日米安保委員会というものがどういふ性格のものなのか、どんな話し合いをこの中でなされる趣旨のものなのか。今まで何回か開かれてきましたが、そこではどんなことを取り上げられ、また今後はどんな話し合いをこの中に持ち込んでやっていくとされる御趣旨なのか。簡単によろしいのでございますが、一つ御説明願いたいと思います。

○國務大臣(津島壽一君) 日米安保委員会の性格並びにその運営のやり方等については、たびたび本会議、委員会等においても政府側の見解なりを申し述べたところでございます。日米安保委員会は岸・アイク大統領の共同声明によって設けられた協力的な機関で

あって、その課題となるべきものは、御承知のように、三つございます。米駐留軍の配備使用を含めて、安保条約から生ずる各種の問題を論議する。第二は、安保条約と国連憲章との關係の問題。また、両国民の願望、必要に応じて兩國の關係を調整していくというふうなことでございます。大体、三つの事項があるということは御承知の通りでございます。

そこで、今日までこの安保委員会が開かれたのが四回でございます。第一回は昨年の八月十六日、第二回は九月四日、第三回は十一月、日は二十九日と記憶しております。第四回は十二月十九日、こういうふうに四回にわたって開かれたわけでございます。これらの会合におきましては、そのつど概略を公表いたしておりますので、ここで重複して申し上げることもいがかかと存じます。

まず、第一回においては、この委員会の趣旨を確認し、また運営の問題についての意見を交換して一致を見たというものが、第一回の勢頭の問題でございまして、また議題といたしましては、当時ちょうど駐留軍の陸戦團部隊の撤退が開始した当時でもあり、これは重大なる配備の關係でございまして、この問題についての種々の意見の交換をいたしました。また同時に、当時問題となりました駐留軍に勤務しておられる労働者の方々の離職という問題について、その対策、その他諸種の手続等についても意見の交換、またこれに対する協力といったような關係について協議したわけでございます。

第二回は、この極東の軍事情勢と申しますか、その他日本の防衛というよ

うな全体の問題についての意見の交換があったわけでございます。

なお、第三回の主題は、日本の防空という問題を主題といたしまして、米駐留空軍の将来の漸減に対処して防空の問題をどうするか、また設備の繼承といったような問題も討議されました。なお、非常に問題が当時の問題としては重大であった労働關係のことに付いて、種々の問題について協議し、双方のこの問題に対する協力の關係を話し合つて、お互いに了承したというふうなことで、労働対策はほとんど毎回の協議の目的になったと記憶します。

第四回は、國際情勢、特にソ連のICBM、人工衛星の発射、その他北大西洋条約機構における各国の方針というふうなことも触れたわけでございます。なお、防空の問題は引き続きまして協議されました。わが国の航空機の装備等の關係について、これを補強すべく、サイドワインダーというものの日本の要求があれば供与し得る、その準備があるというふうなことも出たのはこの会合であります。

大体以上がそろでございます。そこで、結論的に申し上げます。なお、何回でございましたか、国連憲章と安保条約との關係についても話し合いに出まして、これは正式の外交ルートによるということで、おそらく九月の中旬に公文交換ができればというこの問題も、この安保委員会において話が出たわけでありまして。以上が大体今日までの経過でございます。

○田畑金光君 日米安保委員会のできた経緯と、またそれで取り上げる問題については、今長官の御答弁の通りであつて、三つの問題をこの委員会では

取り上げて話し合いをしていくんだ。その通りだと思ふのでありますが、十二月十九日の第四回委員会ではサイドワインダーを日本が受け入れたということは、これは安保委員会等を取り上げる筋合いのものではないと考えるし、また安保委員会の仕事は、今お話しのように、三つの点に限られるんだ、こうなつてくると、日本政府がサイドワインダーをそこで受け入れる話し合いをするということは、その委員会の任務からいっても逸脱している、行き過ぎである、こう考えますが、どうでしょう。

○國務大臣(津島壽一君) 安保委員会は、日米安保条約によって生ずる各種の問題を協議するという建前になっております。その中で、米軍の配備、使用といったような問題も含めてのあらゆる問題を討議しようというわけでございます。まして、この米陸軍または空軍その他の撤退に伴つて、わが国の防衛をどういふふうにするかということは、これはその中の一つの問題として重大であると思ふのでございます。しかし、空につきましては、御承知のように、F-86というものが主力の防空部隊でございます。これには単純なる機銃の装備をしていくわけでございまして、これによってわが国の防空の完全を期するということは、その後のいろいろな航空機の発達その他の状態からいって、十分でないというところはかねがね検討されてきておつた問題でございます。しかし、米空軍の撤退に伴つてわが国の防空というものを、これを責任を持っていくという立場にある点から申しましても、こういった装備の關係——米軍の装備の關係もこれも当然

に必要なことであるが、それと見合せて、日米安保条約の目的を達成するためには、これはわが国の防衛の整備という問題について、これは関心なきを得ないのでございませう。その意味において、米軍の撤退という問題から関連を起しまして、防衛の整備というものが当然に私はわが国として必要であり、日米安保条約の実行の上においても必要である、こういうような観点において、この安保委員会でもいろいろ問題が論議された中に、そういうことが含まれてはならないということは言えないのじゃないか。

しかし、純粋な法理的の見地から申しますと、この非常な重要な役割を持つた委員会でもいろいろ問題は、協議は政府間の交渉というよりは、協議の場面でございませう。その意味において、ここで協議したというその結果を、あらためて政府間において必要ならば正規のルートによって交渉していくと、こういう手続になっておるわけですが、その意味で、この問題について、この安保委員会が決定したと。政府間の協議ができたという性質ではないわけにございまして、その意見によって、具体的に折衝は両国の政府間です。現実にはそういう手続を今後とらうと思っております。これには予算の関係もございまして、三十三年度の予算等を見合せて、今後政府間で具体的な条件を定めて、それが必要であるという見地から、これから正式の交渉が行われる、こういうような段階になっておるわけにございませう。

○田畑金光君 お話のようなことになってきますと、この日米安保委員会

というのは、そもそも岸総理が昨年渡米されて、日米安保条約、行政協定の平等性を一つは正してきよ、改訂の話し合いを一つ進めてきよ、こういうわけが意気揚々と出かけていったが、何も得るところがなくて、日米共同声明で面子を立ててもらった。その面子を立ててもらった具体化がこれになってきているわけ、この安保委員会のできた趣旨というのは、そもそも日本国民、われわれの立場からの印象では、アメリカの兵力の使用とか装備等についてここで話し合いをするのだ、撤退等について話し合いをするのだ、あるいはアメリカの駐留軍が安保条約と関連するとの関係で衝突する危険性もあるが、あくまでもこれは国連憲章の精神に基いて動くのだ、そういうだめ押しをする機関がこの日米安保委員会だと、われわれは見ているわけですが、それがあくまでも貫く中心だと思つておるのです。ところが、サイドワインダーの受け入れ等の話し合いをする、こういうことなれば、アメリカの行き過ぎ、あるいはアメリカに対する日本国民の不満というものをここで調整するのじゃないか、向うから押しつけられてくる、向うの押しつけをのんでくる、こういう機関にこれはなり下つておるわけ、それもその出発はそういうものではないと違つたものだと思つておられます。

ことに、サイドワインダーで装備するかどうかという問題は、これはあくまでも国内問題じゃありませんか。これは日米共同防衛という立場から、それはアメリカがとやかく日本に対して注文があるかもしれぬが、そういうような問題はあくまでも国内の問題だ

し、国防は、共同防衛といつても、あくまでも日本政府みずから判断して一つの方向をきめるべきで、むしろ、かりにサイドワインダーで装備しよう、こういうことならば、国防会議等でも日本の政府の方針等を検討して、あるいは日米安保委員会へ話を持っていくというのなら、筋はわかるけれども、こういうようなところで話し合いをして、ただそれを、協議機関であるから、あくまでも政府の自主性はそこで保証されているのだ、そういうような性格といふものを全く無視した形だ、こう思ふのだが、今後ともこの日米安保委員会等、アメリカの兵隊がこれからだんだんと漸減すれば、それに応じてまたいろいろ話し合いをやつて、日本のあるいは新しい兵器で武装するといふような問題等について、この機関で話し合いをしていくのかどうか。性格の逸脱だと思つて、どうか、そういう話をするのが中心なのかどうか、それをはっきりと承わりたい。

○國務大臣(津島壽一君) サイドワインダーの問題のごときものが中心かとおっしゃれば、それはそういう考え方はございませぬ。ただ、これは機密の兵器でありますし、またアメリカが独自の兵器として製造し保有しているものでございまして、この米駐留軍の撤退といふ大きな問題を、ここに、時的には日米安保委員会の発足の初期に、また日米共同防衛の中に入れておるわけにございまして、そういう問題

に関連して、またさらに、労働の問題のごときも、これもまた国内問題であると同時に、これは両国に關係のある問題として討議の議題になったわけにございませう。今後こういうものはやりかといふことは、これは中心議題ではないといふことは先ほど申し上げたわけにございませう。

なお、冒頭申し上げました日米安保委員会のこの協議すべき課題につきましては、今の配備、使用を含めて安保条約から生ずる各種の問題といふのでございまして、これは非常に問題が多いと思ひます。第二の課題については、先刻申し上げましたように、国連憲章と日米安保条約との関連、これを国連憲章に合致するようにどうするかといふ問題は、やはり第二の課題としてこの安保委員会において討議されたわけにございませう。その結果が、あいつた一致した見解が公文の交換となつて現われて、この問題も課題の一つとして処置されたわけにございませう。なお、第三の課題という問題が、これは非常に重大な問題でありまして、私もいたしましては、この問題が今後重点を置くべき問題だと思つておられます。しかしながら、この問題には、積み重ねていくというより必要のある問題の中にあるわけにございまして、決してお尋ねのように、日本の装備の關係がこの中心議題になるというよりは、これは私はそういう一考え方はしていませんで、今後第三の問題等について逐次協議を進めていくといふところに重大な使命があるかと、こう考へておる次第でございませう。

○田畑金光君 この問題はいづれ総理の出席を求めて、またさらに質問したいと思ふのですが、装備の問題、配備の問題と、一般論としてお答えになっておりますが、この日米安保委員会は、あくまでも、「米軍によるその軍隊の日本における配備及び使用について、こういうことになっていくので、日本の軍隊の配備についてここで相談するのだ」ということにはなつていないのです。あくまでも、これはアメリカの軍隊の配備、使用をまずこの委員会が話し合いをするのだ、こういうことになっておるわけなんです。それで、第三項には、あくまでもこれは「日米両国の關係を両国の国民の必要及び願望に適合するように今後調整すること」、この日米両国民の願望といふのは、アメリカの方の側に願望があるのではなくして、日本国民の方にいろいろ数々の願望があるので、その話し合いを、日本国民の願望に沿うように、二項の話し合いを進めていくといふのが、この日米安保委員会のできた趣旨だと思ふのです。あくまでも、アメリカの配備について話をしようといふのです。

ところが、サイドワインダーのように、日本の装備の話し合いをする、これをまた無条件に受け入れられる、こうなつてくると、日米安保委員会といふものは、全く日米安保条約、行政協定のいろいろな問題を解決するための機関ではなくして、御無理ごもつともだ、向うの言ふ要求をいれてくる機関になつてくる、こう考へますが、簡明率直に、そういうようなことは趣旨に反すると思ふが、どうでし

○國務大臣(津島壽一君) 第一の課題といふものは、アメリカの日本における米軍の配備、使用を含めて、あらゆる問題を協議するといふ趣旨であり、その意味からいって、この安保条約に関連を持つたことはこれは討議しても、この委員会の権能と申しすか、使命に背馳するとか、それは協議課題外だといふことは、私は申し上げかねると思つたのです。いんや、この日米共同声明におきましては、この陸上部隊はすみやかに撤退する、なおその他の米駐留軍も日本の自衛隊の増強に伴つて撤退する計画を持つておるということ、はつきりしたつてゐるわけでございます。その意味において、この両者の間において、安保条約に關係し、また、日米共同声明に關係を持つたような事柄について、特にわが國で製造する武器あるいは兵器、裝備を自衛隊に裝備する問題と違つて、これは米國から供与を受けようといふ問題であるわけでありまして、

「理事松岡平市君退席、委員長着席」
 そういつた観点から、これも一つの話し合ひの問題になつたといふにすぎないわけでございます。こゝにいろいろものは絶対にこの討議の課題の外にあるといふことを言うわけにはいきません。しかし、ただいま御質問中にごさいますように、こゝにいろいろものが中心になつて、こゝにいろいろことをやる委員会であるか、こゝにいろいろことであるか、もつと広範な使命を持つた委員会でございます。先ほど申しましたように、第三の課題のごときは最も重要な問題である、こゝにいろいろな趣旨に私はお答えしたつもりでございます。

○田畑金光君 核兵器は持ち込まない、核兵器の持ち込みはあくまでも拒否する、こゝにいろいろ總理以下長官の先ほどの御答弁でございますが、さういふ話し合ひはこゝでいつやりましたか。
 ○國務大臣(津島壽一君) これは總理も、外務大臣からも、委員会その他でたびたびお答えした通りでございます。正式課題としては日米安保委員会の議題になつたことは私は記憶してありません。しかしながら、われわれの方針は、この委員会の発足以前から、日本政府の方針といふものははつきりしておるわけでありまして、また、現実において、米駐留軍において核裝備をいたしておらないという事実ですね。その事実にかんがみて、お互ひに相互に信頼して、それによつて問題を処理してこつたといふ建前において、これはもうきまつた問題であるといふように私は考へておる次第でございます。
 ○田畑金光君 サイドワインダーを受け入れるような話はこゝでやるけれども、第三項の、一番大事なこと長官のお話にあるように、一番國民の希望する願望は、たとえば核兵器の持ち込み等については、もうわかり切つてゐることだから話さなくても当然だ、こゝにいろいろことお茶を濁しておられますが、これはどうも話が合はぬといふ感じがするのですが、こゝにいろいろものこそ一つ日米安保委員会等、國民の意思はこゝだ、國會の意思はこゝだといふことくらいはお話しなされたらどうですか。それはよりやしませんか。
 ○國務大臣(津島壽一君) この問題は、總理初め、外務、私もお答えした

と思ひますが、政府の方針は、またその問題の取扱ひ方については、お答え申し上げたと思つておるので、その通りに御了承を願へば仕合せでございます。

○田畑金光君 この安保委員会の問題等は、一つ追つて總理大臣の出席を求めて、さらにお聞きすることにして、この国防會議で、サイドワインダーの受け入れとか、こゝにいろいろ新しい重要な兵器の受け入れ等については、国防會議等をむしろ開いて相談をなさる必要がありはせぬか。ところが、國防會議といふものが、せつかくあれだけいろいろ國會で難澁してよくよく成立した法案であります。去年から何度国防會議といふものを開かれたわけですか、また、どういふ問題を取り上げておやりになつたのですか。
 ○國務大臣(津島壽一君) お答えいたしますが、国防會議は一昨年から開かれておると思ひます。正式の會議は、昨年末までに七回くらいだと思ひます。それから、国防會議全員のメンバーで、国防會議関係懇談會といふ、ほとんど実質的の會議と同じものでございまして、これは十一回開かれたわけでございます。

それで、六月までは、主として國防の基本方針、また防衛整備目標といつたような問題が會議の議題になり、その研究をしたのでございまして。その後正式の國防會議において、また懇談會において、航空関係その他の問題、これは実行上に関したものが主としたものでございまして、航空機と申しすか、これは海の方でございまして、P2Vといふものをいよいよ國産化しようといふような問題が、懇談會に

も、また国防會議にも出されたといふことでございます。その他、空の關係、新機種の問題についても、数回にわたつて審議しました。サイドワインダーについても、この問題の措置について開かれたこともございまして。いろいろ多岐にわたつて、一々具體的にお答えすることが、ちよつと今準備がございせんが、さういふような事情でございます。

○田畑金光君 今まで国防會議が何回開かれ、どんな問題を討議してこられたか、それからいよいよ國防會議にかゝる関係懇談會といふものが何回開かれて、どういふ討議をしてきたか、その資料を一つこの次の機会にすみやかに御提出願ひたいと思ひます。
 それから、先ほど私が尋ねたしました日米安保委員会がこゝに四回開かれておりますが、そこで取り上げられた内容等について、資料として御提出願ひたいと思ひます。

質問は実に膨大にあるわけ、これからまだだんとお尋ねしていきますが、きよりは私の時間が来ましたので、これできやうのところはとどめておきます。
 ○伊藤彌生君 私は、現在防衛上の問題になつておることに、二、三、防衛庁長官にお伺ひしたいと思ひます。

まず、次期の主力戦闘機についてであります。これは御承知のように、一昨年来の懸案であつたわけでございまして。防衛庁では最近、米グラマン航空機の例のスーパー・タイガーです、これを採用することに大体きまつて、明日の国防會議において正式に決定されると、さういふような報道がな

されておるわけですが、そこで伺ひたいのは、米國でもこのスーパー・タイガーといふような新機種はまだ二機くらいしか試作がされてない、こゝにいろいろに聞いておるのです。さういふようなものを選定せられた理由を、まずお伺ひしたいと思ひます。
 ○國務大臣(津島壽一君) このF-86Fのあとに製造するいわゆる新機種と申しすか、その問題は、相当長い間慎重な検討を加えてきたわけでありまして。今日まで、あらゆる角度から検討を加えた結果、防衛庁としては、わが國に適合して、またその性能關係その他諸条件に適合したものとしては、F-11Fといふものが適當であつたといふ一応の結論に達したわけでございます。しかしながら、この具體的の計画はまだ今後に属するものでござい

ます。なお、御説のように、国防會議によつて十分御検討を願ふなければならぬ問題でございます。そこで、今のこの飛行機の性能と申しすか、実験關係といふか、さういつた部面においてまだ十分でないものがあるといふようなことについての御質問でございます。これは長年といふ言葉は悪いのでございまして、相当長期にわたつて種々検討を加へ、航空機としてはあらゆる実験の段階は済んでおります。また米國においても一定の数を作り、また、これを発注する——発注したと思ひますが、さういふことでございます。従つて、この機種自体にさういつたような御懸念になる点はないと申し上げたいと思ひます。この具體的のことは、いづれ今後検討を加へ、また国防會議の御検討を願つた上

で、その上でさらに十分具体的計画を立てたい、こういうことではないか、というものでございまして、まだそういう具体的な計画というものができたという段階ではないわけでございます。

○伊藤道雄 現在のF-86Fでも、音速よりややおそいというところは承知しておりますが、それでもなかなかパイロットの養成には困難とおもうのです。現在五十名とか六十名というふうに聞いております。この数字については、後ほど正確なところを教えてくださいたいと思いますが、かようなことであれば、今後こういう新鋭機を次々に作られるということになる、技術の面と製作の面とでどういふうにこれを並行させていくことができるのか、技術との関係で非常に困難になるのではないか、そういうふうに思うのですが、パイロットの技術、それと新鋭機との関係はどういうふうにして調整をしていくのか、こういう点を明確にお知らせいただきたいと思っております。

○国務大臣(澤島壽一君) このパイロット、操縦の関係でございますが、現在のF-86FまたはF-86Dというのが若干参っておりますが、この操縦士の教育訓練というものは、ジェット機として適当に操縦し得るような十分な訓練が現に積み上げられ、また今後この新しい新機種がかりに国産化するといった場合には、相当の年所を要するわけでございます。これが実際の生産に当って、従ってパイロットの養成計画も、これがきまりまして一定の具体的計画を立てるということが当然のことである。しこうして、技術上の観点から申しますと、これは専

門家によって十分の検討を加えたところでございますが、F-86DとかあるいはFとかいったようなものに熟達したパイロットは、わずかの補助的といつか、補習的の訓練をすることに、よって十分これが操縦し得るのだ、こういう見通しを持っておるわけでございます。いかなる程度、範囲にこの操縦士の養成計画を立てるかというところは、一にこの生産の計画が具体化するともに、相対してこれは具体化していくべきものだ、こう思っておる次第でございます。整備についても同様のことでございます。

○伊藤道雄 今の問題をなお詳しくお聞きしたいと思っておりますが、それはどうしても資料が必要になってくるわけですね。そこで、そこにお手元にあるパイロットの現在数ですね、各機種別、パイロットの現在数ですね、それを一つ、おわかりでしたら、今お聞かせいただきたいのですが、それと今後の機種別パイロットとの養成計画、それはお手元にあるれば、同時に聞かせたいと思います。もしなければ、なるべく早めに資料として出していただきたいと思っております。

○政府委員(加藤陽三君) お答え申し上げます。これは本年最初の数字でございます。これは若干変わったものもあるかもしれませんが、陸上自衛隊の持つております飛行機は、L機二百十七、パイロット二百七十四名、学生が四十九名、ヘリコプター二十七名、パイロット三十三名、合計二百四十四機に對しまして、パイロットが三百七十七名で、学生が四十五名でございます。

海上自衛隊の方につきましては、P2V八機、これに對するパイロットが二十六名、S2F十機、これに對してパイロットが三十名、PV2が十五機で、これに對してパイロットが十六名、SNJ四十五機でパイロットが三十九名、学生が六十六名、SNB十八機、パイロットが三十六名で学生が十四名、JRFが四機に對してパイロットが九名、PBY二機、これに對してパイロットが五名、TBMが二十機、これに對してパイロットが十五名。以下ヘリコプター、ベルが七機でパイロットが十六名、S-55が三機に對してパイロットが五名、S-51が三機に對してパイロットが五名、合計百三十五機に對してパイロットが二百二名でございます。学生が百四十九名でございます。

航空自衛隊の方を申し上げますと、T-34が百三十八機、このパイロットが百十名、学生が百三十三名、T-6が百七十六機で、パイロットが百七十七名、学生が百五十二名、T-33が八十八機、これに對してパイロットが六十七名、学生が百二十三名、F-86Fが二百四十機で、パイロットが七十三名、学生が四十名、C-46が三十五機で、パイロットが三十六名、学生が十一名。あとは実験機種として五機で、パイロットが四名、操縦配置にないパイロットが二十三名。総計七百八十二機で、これに對して四百四十四名のパイロット、学生が四百五十九名というこ

とになります。

今後におけるパイロット養成計画でございますが、今申し上げましたように、陸上自衛隊の航空機、海上自衛隊の航空機につきましては問題はございません。問題はジェット機でございます。F-86F及びこれにかわる

F-86Fについて申し上げますと、現在のパイロットの数が約八十七名ございまして、正確な数字はちよと。三月三十一日の数字はまだ手に入っておりませんから、約八十七名でございます。これを昭和三十三年末におきましては百七十八名にふやします。三十四年には百七十八名にふやします。三十五年におきましては百七十八名に持っていくというふうに予定をいたしております。

今まではF-86Fのパイロットの養成が思うように参りませんでしたので、つきましては、いろいろ事情がございしますが、私も考えますのは、やはり一番大きな事情と申しますのは、ジェットの訓練は、昭和二十九年に航空自衛隊が発足いたしましたので、三十一年の春に数機をもつて始めたのでございします。今まではプロペラの方については相当経験がございましたけれども、ジェットの機の方については経験がなかったものでございしますから、米軍の方のいろいろな資料を手に入れました、これによりまして一応の計画を立て、始めましたわけでございします。ところが、やってみますと、なかなか思うようにいかない。一つは気象の条件もございします。月間何時間飛べないか、天候の関係等で飛べない場合がございします。それから、補給整備の関係が米軍ほどうまくいかなかった。補給整備の関係で、飛行時間が短くなるというところもございします。

それから、操縦者の養成が、初め全然のしうとから始めまして、二十数カ月かかるのでございします。各段階におきまして、当初計画がございした率より落ちていくものが多いのでございします。最初に地上の教育をやり

まして、それからT-34という初級の練習機、プロペラの練習機、これをやりまして、それを終りましたものをT-6という中級のプロペラの練習機へ持っていく。そして、T-6を終りましたものをT-33という、初めてジェットの練習機の訓練に移す。T-33を終りましたものを、F-86の戦闘機の訓練に移す。それを終ったものを一人前のパイロットとするのでございします。各段階におきまして、予想いたしました以上にパイロットの卒業する者が少いというようないかなったのでございします。また、一つには、飛行機の機体自体につきまして思わざる故障等がございまして、その間同じような機種の飛行機は全部飛行をとめまして、詳細なる点検訓練をする。そのために飛行の時間が短くなる。

いろいろな事情が重なりまして、当初計画いたしましたものよりも相当おくれて参りました。しかしながら、すでに二年以上経過いたしましたので、大体におきましてわが国情に合った、現在の実際の事情とあまりそごのない訓練計画を立て得る段階に私も参りました。今申し上げましたような数字につきましては、今までのようなことなく、大体これに近いか、こういうふうな考えでおる次第でございます。

○伊藤道雄 国内生産ということになりますと、技術とか、その他いろいろ困難な問題が起ってくる。そういうことが心配されるわけですね。そこで、そういう点についての長官の見解を伺いたいと思っております。

○国務大臣(澤島壽一君) 国内生産ということになりますと、技術とか、その他いろいろ困難な問題が起ってくる。そういうことが心配されるわけですね。そこで、そういう点についての長官の見解を伺いたいと思っております。

○伊藤道雄 国内生産ということになりますと、技術とか、その他いろいろ困難な問題が起ってくる。そういうことが心配されるわけですね。そこで、そういう点についての長官の見解を伺いたいと思っております。

○伊藤道雄 国内生産ということになりますと、技術とか、その他いろいろ困難な問題が起ってくる。そういうことが心配されるわけですね。そこで、そういう点についての長官の見解を伺いたいと思っております。

○國務大臣(津島壽一君) 御承知の通りでございます。ジェット機の生産というのは非常に高度の技術を要するのであります。従つて、これを完全にこの段階で生産するためには、勢い、あるいはエンジンであるとか、中に裝備する機材というものは、国産に待つことができないものも相当ございします。なるべくわが国の産業といふか、防衛の裏づけになる必要な産業を自給して、そしていわゆる自主的防衛といふ広い意味の必要を認めております。従つて、今の段階において、必要なる外国製の機材等を使用することはやむを得ないといひました。極力国内産の機材によつてこれが補給できるといふような態勢に持つていきたいと、こゝういふ趣旨でございます。その意味におきましては、同種の機材が海外にあるにかかわらず、これを国産化するといふ方針で参つたのでございます。

だんだん、防衛産業におきましても、非常な進展を見ておるものでございまして、F-86に次いで、P-2Vといふ海上の必要な航空機も同産化するといふ方針でございします。新機種についてもそつた方針でやりたいといふことにはいたして、よりより検討を進めておるわけでございします。こゝういふことによつて、漸次わが国においてこゝういふ必要の機材なり機体はもろろ生産するうちに、これを助長していくことが、防衛上においても必要だろ、こゝう考へて、せつかく今その途上にある、こゝう申し上げていいだらうと思ひます。

○伊藤道雄君 この機種選定に関連して、いろいろ日米独占資本家の間で相

当の摩擦もあり、相剋もあつたように聞いておるわけなんです。そこでこゝういふ業者との関係で、特に業者からのいろいろな都合で、それがまたときには圧力といふふうな形にもなつてくるでせう、いろいろな形で。そゝういふ面からの関係で、機種決定といふふうになつたのか。それとも、純粋な防衛上のいわゆる戦略上の必要から、こゝういふ機種が決定せられるようになったのか。その点を明確にしたいと思ひます。

○國務大臣(津島壽一君) この機種決定が、相当慎重に諸条件を検討した上で、防衛の体制上最も諸条件に適合したものを決定するといふところに、相当の期間をついやしたわけでありまして、防衛庁といたしましては、防衛上の見地から最適のものを選択するといふ以外に何ものもないわけではございません。従つて、いろいろ機種といふものはたくさんあるものですが、いろいろな説明等もするものもありまして、これは計数なりその他の機能は、比較すればこれは出てくるものでございします。従つて、防衛上の見地から見ると、これとこれと比較して、こゝういふものがいいのだといふことは、大体において明瞭になることだと思ひます。万能の飛行機はもちろんだと思ひます。しかしながら、わが国において適当であり、また機種自体として防衛上最も有効であり、またその他の条件にも適合するといふのをきめるという以外には、何ものもないわけではございません。そゝういふ意味において、先ほど、大抵の機能を今持つておるといふその機種は、そゝういふ見地に適合した、こゝういふことと御了解願ひたいと思ひます。

○伊藤道雄君 第五回の安保委員会が四月十四日に延期になつた、こゝういふに聞いております。そのことに関連して、この議題なり、日本側の議題に対する態度、こゝういふものを具体的にまず承りたいと思ひますが。

○國務大臣(津島壽一君) 大体十四日に開かれるといふことは、外務当局の方からの連絡がございました。まだ、どういふものをかけるかといふ全部の打ち合せが済んでおりません。おそろしく今週一ぱいかかると思つております。そゝういふわけでございまして、まだ私は外務大臣と、これとこれとやろうといふようなことの打ち合せの今日まで余裕はなかつた。まあ大体十四日に開くといふ連絡は受けております。そゝういふ事情でございまして、十分検討をいたしたいと、こゝう存じております。

○伊藤道雄君 それでは、その内容を決定次第お知らせいただきたいと思ひますが、決定のときに、次に、領空侵犯の問題に関連して、二、三お伺ひしたいと思ひますが、これは前に長官が、今から一カ月はどしてこれを実施したい、こゝういふふうに言明せられておるわけですが、北海道地区にだけ限定せられてある理由を、まず伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(津島壽一君) 領空侵犯に対する措置でございますが、お答えする前に、ちよつと付言しておきたいと思ひますが、これは実力行使といふいわゆる防衛出動にございせんが、単にわが国の領空に国籍不明の飛行機が、国際協定または日本の法令に違反して、許可なく飛来した場合に、適當な措置を講ずるといふことが、領空侵犯に対する処置でございします。これは、わが自衛隊の航空部隊がまだ教育の段階にあつて、訓練の段階にありまして、そゝういふたような措置を講ずることができなかったのが従来の実情であつたわけですが、しかし、最近ある程度これが実効的の部隊に育成されて来たわけではございします。日本の領空に対する侵犯のこの措置について、当然に自衛隊法に基く使命として、これを実行すべきじゃないかと思ひまして、先月一応のこれに対する準備をするといふ一般命令と申しました。長官から部隊に出したわけでございます。実行は、それに対する準備ができて、その完成を待つて、日取りをきめ、また詳細の訓令を出したい、こゝういふのでございまして、先般予算委員会において御質問のあつた際には、約一カ月くらいかかるだらうと申し上げましたが、まだその準備が完成いたしてありません。まだ二週間かかりますが、そゝういふ実情でございします。

なお、現在の航空自衛隊の実情から申しましては、北海道における千歳における航空の部隊においてこれに対する処置が可能であらうと、現状においてはそゝう思つておるわけでございまして、その他の領空に対しては、米側との講和条約発効後における往復の書簡に基いて、米空軍において必要な措置をとる、当方はこれに協力をいたすといふことによつて、この領空侵犯に対処しよう、こゝういふことに相なつておる次第でございします。

○伊藤道雄君 当分の間は米空軍もこれに並行して措置する、一緒に加わるというふうに何つておりますが、当分の間はやはり米軍はこれに参加するのですか。もし参加するとなれば、米軍との間に何かいろいろ協定とかそゝういふものが取り結ばれておらなければならぬと思ひますが、そゝういふ点がいかにあれば、その概要について伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(津島壽一君) わが航空部隊においてこの措置をとることができ、る部面においては、これはわが航空部隊においてこの措置をとる。しかし、全国にわたつてそゝういふ措置が今は可能ではないわけではございします。なおまた、このいわゆる警戒管制といふたやうな、そゝういふたやうな観点からいいますと、今のレーダーの関係等が、これはまだ日本に引き継いでいないわけではございします。その関係から申しますれば、米空軍のそゝういふた施設とある程度連絡し、調整をしていく必要がございします。でありますから、この問題については米側とも十分打ち合せをして、この目的を達するやうなことができて、実行——地域的とか申しますか、その部面に対する措置は万全を期していく、こゝういふことになつております。

しかし、こゝで一言申し上げておきたいことは、わが航空部隊の指揮にいては、これはわが方の指令のもとにこれが措置を講ずる。指揮権の関係といふものは全部わが方にある、こゝういふことではございします。その間に紛争はないといふことに御承知願ひたいと思ひます。

○伊藤道雄君 昨年の領空侵犯については、北海道で十八件あつたといふふうに聞いておりますが、そゝういふことで、今後こゝういふような問題が起きた

とき、果して領空侵犯であるかどうかという判定、それから正当防衛であるかどうかという判定について、これは当然日本側がやると思いますが、その点をばっちりお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(津島壽一君) 今の計数でございますが、国籍不明の外国機と認められるものが領空を飛んでおるといふことを、認められたという事実に基づき、十八件という統計があると、こう申し上げたわけで、果してその飛行機がこの国領であるかといふことの確認ができなかったものも含めてございまして、領空侵犯の措置をとる場合には、まず第一にその事実の確認といふことも一番最初に大事でございまして、従つて、領空侵犯の事実何件あると、こゝういふ計数ではないと御了承を願ひたいと思ひます。

なお、これに対する措置については、自衛隊法においては、明らかにその行った航空機が日本領空、領海の上を通過した場合には、これを着陸させるかまたは領空外にこれを退去せしめるだけの措置でございまして、従つて、先ほど申しましたように、これが侵略であるといふようなことが起らない、確認のない以上は、防衛出動とか何とかいふようなものは、この領空侵犯に対する処置としては考えられないといふことであり、全然これは別個の行動であること、こゝういふふうに御了解願ひたいと思ひます。

○伊藤道雄君 実弾を発射する場合、正当防衛の場合に限られておるといふふうに聞いておるのですが、もし、かりに米空軍が日本軍に先だつて

宣戦して、実弾を発射したような場合には、どういふことになるわけですか。そういう場合も理論上当然考えられるわけですが、そういう場合の正当防衛の解釈はどうなりますか。

○政府委員(加藤陽三君) これは二十八年一月に、日米間におきまして、日本の防空に関する、米軍側が防空任務に当るといふことに基づきましての話し合いがあつたわけでございますが、その際における了解事項といつたもので、国際慣例に従つてやるものだと、いふことがあつたのでございまして、国際慣例と申しますと、まずやはり警告を与える。警告を与えるに基きまして、いろいろの方法がございまして、無線電でやる場合もございまして、あるいはその翼を振つて合図をするとか、飛行機の前方をさへぎつて着陸または退去を要求する、あるいは飛行機にくつつきまして下へおろすとか、行けとかいふような、いろいろの方法があると思ひます。そこまでは触れておりませんので、さういふふうな措置をとりまして、さういふふうな措置をとりまして、相手方が攻撃をすれば、これはこちらが、正当防衛といふことも国際慣例として認められておると思ひます。大体私どもの了解しておるところでは、さういふ当時の国際慣例について、どういふ点まで詳しく話し合つたかといふことは存じませんが、一般的にさういふ了解のもとにやつておつたものと思つておりますので、今お尋ねのやうな心配はないものと思ひます。

○伊藤道雄君 北海道千歳の第二航空団にはF-86Fが三十六機ぐらいと聞いております。パイロットの数については、それ以下のように聞いておるのです。まあそれと同じ数にしても、これは大体昼間だけしか飛べないと思ひますが、さういふことで緊急警備態勢を果してとれるのかどうか。さういふことは一応も二応も考えられると思ひますが、この点を明確にしたいと思ひたいと思ひます。

○政府委員(加藤陽三君) パイロットの数は、三月末におきまして三十名の予定でございまして、まだ確かめておりませんが、間違ひなからうと思ひます。それでありますから、飛行機は三十機あると思ひます。現在、第二航空団に所属しております飛行機はF-86Fでございまして、これは、今御指摘の通り、昼間戦闘機でございまして、全天候ではないわけでは、まだ、北海道の上空におきまして、これは米軍のF-86Dその他の全天候戦闘機の援助を受けなければならぬと思ひます。

○伊藤道雄君 三沢基地の米軍、F-86Dですか、これは全天候飛行可能といふふうに聞いておるんですが、それが速度からいふと、やはり音速よりやや落ちるという程度だと思ひます。もし、かりに、これは仮定でございませうけれども、ソ連の戦闘機が、かりに音速以上の機を持つてきた場合に、強制着陸させるとか、その他、適当な措置をとることができましようか。敵機よりもおそい飛行機で、こゝういふような着陸命令を出すとか、さういふ措置はできないと思ひます。はるかにあとから飛んでるわけですから、追いつかないわけですね。飛べども飛べども追いつかないわけですね、相手よりおそい場合は、さういふ場合はどうなさるの

○政府委員(加藤陽三君) 私どもの承知しております範囲におきましては、ミグ一七という飛行機は亜音速、約音速に近い速度でございまして、これに對しまして、F-86Dは大体同程度から若干落ちる程度かと思ひますが、在日空軍におきましてはF-100Dという飛行機を持つております。これは一・数マッハの飛行機でございまして、速度の点におきましては問題はないかと考へます。

ただ、考へまするに、一般の、侵略とか何とかいふことなら別でございまして、領空侵犯といふ場合は、いろいろ事情がございまして、正確にわかるわけじゃないんです。大体領空の上を越えたかどうかといふことは、非常に不明な場合が多い。意圖を持つて入つてくる場合といふのは、私はやはり少いのであらうと。その場合に、飛行機は、最大速度一マッハ出るとか何とか申しまして、最大の速度で飛べる時間といふものは、始めから終りまで飛べるのじゃございせん。限られた時間しか飛べない、燃料の関係等ございまして、さういふことを勘案いたしますと、大体私は大丈夫だろつといふふうに考へております。

○伊藤道雄君 なまじつか、あとから追いかけていって強制着陸を命ずるといふようなことは、相手方を刺激し、また戦闘態勢をしけるやうな事態にもなりかねないと思ひます。そこで、これはよほど注意を要すると思ひますが、この点に關する長官の御見解を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(津島壽一君) 領空内から退去したものを追つかけていってどうするといふことじゃなくて、これは退去が主なものではないです。さういふ場合に、この措置から不祥なことが起るといふことは、まあ事実上考えられない。従つて、部隊のこれの任に當る者に対しては、十分こゝういふ点について考慮を加えるように、非常な綿密な指令をするといふことになつておりました。一般命令とともに、また部隊として幕僚の方からも、十分間違ひないやうな措置をとるやうな、さういふ訓令といふか、指令が出ると、こゝういふことに相なるわけではございませう。その点は御懸念ないと、こゝう思ひわけでございます。

○伊藤道雄君 去る二月四日の参議院の本会議で、防衛上の問題で亀田委員が長官に對して質問いたしました際、まだ不明確の点がありましたので、その点をこの際お伺ひしたいと思ひますが、米軍の配備については連絡があるけれども、装備については連絡がないのでわかりません、さういふ意味の御答弁があつたわけですが、もし、かりに装備について連絡がないのでわかりません、さういふ仮定に立てば、全然アメリカの装備がわからないといふことであらば、日本の防衛計画も立たないことにならうと思ひます。なおまた、日米共同作戦もできないといふことにならうと思ひますが、この点を一つ理解できるように御説明いただきたいと思ひます。

○国務大臣(津島壽一君) ちよつと、今の国会の答弁が、どういふ前後の順序、いきさつかわかりませんが、私の関する限りは、飛行機その他装備につ

いても連絡を受けておるわけです。ただ、それを全部報告申し上げるという自由を持たないという趣旨を言っておるんだと私思いますが、御承知のように、向う一、米軍で公表するもの以外は、これは機密なこととして、日本の法制でもそういう機密保護の規定もございまして、また防衛の必要からいっても、一々これを私の方から公表することはできぬという考えに立つておりました、もしその言葉に万一不足があれば、そういう趣旨のことを言うべき場合であつたかも知れません。が、まあ要すれば、米軍の装備は、こういう飛行機があり、こういうものがあるということは、私どもとしては連絡を受けているわけです。しかし、それを、こういうものありということ、これは防衛上の機密であり、また先方で公表するといったもの以外は、これを公表していいかというようになつて、ちゃんと打合せのもとに言うという建前になつておる次第でございまして。

○伊藤道雄君　そうしますと、米軍から連絡はあるけれども、軍機の秘密保護で発表できない面がある、そういう意味になりますと、結局、今お説のように、軍機保護法も機密保護法も現在はないと思う。将来できれば別ですが、そういうことを考えた場合、その発表できないという法的根拠はないと思ふんですが、これは米軍からの連絡の内容を発表できない理由、法的な根拠を明確にお知らせいただきたいと思ふます。

○國務大臣(津島壽一君)　これは、機密保護というのは法律の名前ではございせんが、刑事特別法というのがございまして、駐留米軍の施設であるとか、その他の部隊の編成とか、装備については、これは一定の制限、禁止がございまして、これに違反したものは一定の刑罰があるという特殊の立法がございまして、その規定が、これは単にわれわれのごとき防衛担当者のみならず、これは一般の国民にも適用できる特別立法でございまして、その規定によつて、先方が公表するということよりなことはいいわけですが、具体的に項目を書いてある法律がすでに制定実施されているわけです。名前は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定に伴う刑事特別法という法律がございまして、これによつて禁止制限を受けております。こういう次第であります。

○伊藤道雄君　次に、防衛庁の予算についてもう一度伺ひたいと思ふますが、これは私が申し上げるまでもなく、防衛庁の予算のむだ使いというところは、しばらくの間相当論議の中心になつておつたと思ふのです。そういうむだ使いをしても、なおかつ、年によつては二百億という巨額の金が残つてゐる。たとえば技術研究所などは、前年度十二億の予算のうち九億も残してゐる。これは言いかえれば、四分の一は使つたが四分の三は残つてしまつた。なぜこんなに使用もせぬ巨額の予算を組まなければならぬのか、そういう点を伺ひたいと思ふます。

○國務大臣(津島壽一君)　過去において、防衛庁の予算で不用になり、また繰り越したものが、相当多額であつたといふことは、まことに遺憾なことではございまして、三十一年度から三十二年度に繰り越された額も、二百三十六億といふことに相なつておる次第でございまして。これは、その当時、また決算委員会等でも、種々御議論になつた点でございまして、いろいろ設計がおくられるとか、あるいは自衛隊の使用する施設、特に演習場等の改修施設がおくられるとか、いろいろな、また米から期待しておる物資がいろいろな事情で遅延するとか、そういういろいろな事情で、そういういろいろな金額が出されてきたといふことでございまして。これはまことに遺憾でございまして。

従つて、三十二年度におきましては、特にこの点に私は十分嚴重なる指令を発しまして、計画的に、年度初めから年度末にわたつて、一年を通じて計画をし、またいろいろな発注すべき設計等についても、非常に促進、督促をいたしまして、三十二年度はまだ決算をいたしておりませんが、今までの実績を見まして、計数は経理局長から申し上げますが、未済繰り越しで、すなわち、契約もできないで、今年度には持ち越したものは、三十億を割ると思ひます。また全体の契約済みといふか、使用済みであつて、それが来年度において支払いを必要とするというようなものを含めまして、大体八十億に見当になるのじゃないか、こういうふうなわけで、その点においては、非常に私は努力を重ねたわけでありまして、そういう結果で、御注意の点は一、その後注意を重ねまして、そういう面からのまた御批判を受けることがないやうに、せっかく努力して、ややその成果が上がつてきたと私は申し上げて差しつかえない、こういうふうに思つておる次第でございまして。

○伊藤道雄君　長官は以上のように御説明になつたわけですが、雑誌その他、いろいろ軍事評論家等の意見を調べてみますと、アメリカが日本の防衛努力を予算の金額だけではかつか、防衛予算が少いと、日本の防衛努力が足りないんだと、そういうふうにして日本政府をきめつけるから、こういう必要のない膨大な予算を組むのだと、そういう意見を發表しておる人もあるわけなんです。こういう考えに対して、長官はどうお考えになりますか。

○政府委員(山下武利君)　ただいまお尋ねの、三十二年度予算の繰り越しの問題でございまして、まだ決算が締まつておりませんので、はっきりした計数は出ておりませんが、現在の見通しをいたしまして、未済繰り越し、つまり契約をしないまま翌年度に繰り越します額は、昨年度の繰り越しの百三億円に對しまして、本年度は、先ほど長官から三十億を割るというお話がありました。これは、実はそれよりもだいぶ少くなりまして、現在のところでは十六億見当と考えております。それから契約を済ませましたまま繰り越す、つまり契約済み繰り越しと申しますのは、これは今のところ、まだ正確に申し上げる段階に参つておりませんが、大体契約未済と合せまして、百億以内にとどまるものと考えております。この計数は、三十一年度につきましては二百三十六億でありましたが、それに対しては百億以内にとどまるものと考えております。

○伊藤道雄君　長官は以上のように御説明になつたわけですが、雑誌その他、いろいろ軍事評論家等の意見を調べてみますと、アメリカが日本の防衛努力を予算の金額だけではかつか、防衛予算が少いと、日本の防衛努力が足りないんだと、そういうふうにして日本政府をきめつけるから、こういう必要のない膨大な予算を組むのだと、そういう意見を發表しておる人もあるわけなんです。こういう考えに対して、長官はどうお考えになりますか。

○國務大臣(津島壽一君)　大体わが国の整備目標といふものは、金額で言つていらないものでございまして。御承知のように、飛行機は三十七年度完成を目途としての千三百機、これは何億円要するかといふことは、これは機種の決定その他から、生産のそのときの条件によるものでございまして。また船舶についても、量で言つておるわけではあります。トン数と申しますか、そういう意味におきまして、その実行の最終目標に對して、岸・アイゼンハワー共同声明にありますやうに、日本の防衛計画について歓迎の意を表したといふやうな言葉もございまして、それを十分知つておるわけではございまして。従つて、関心の重点は、その年々の防衛計画の歳出の増減というよりは、その計画そのものが実現の途上にあるか、どういふふうになつてゐるかといふことに、私はおそろしく関心を持つてゐるだらうと思ふのです。

従つて、専門家の目から見れば、金額が膨大であるから、これは大丈夫だといふことは、これは見當の違つた話でございまして、要は、こういうふうな整備目標が質的にもつぱなものになつてゐるかどうかといふことに、私は関心を持つてゐると思ふのでございまして。防衛庁費が少いと多いとかいふ問題は、その裏と申しますか、そういうふうな問題であらうと思ふのでございまして、現に三十三年度予算においても、この整備目標に沿つて第一年度を計画し、予算も即応して計上してゐると、こういうことでございまして。

○伊藤道雄君　今私が申し上げましたやうに、アメリカ側としては、日本の

防衛努力を予算ではかつている。そういふようなことから、日本本土の防衛に必要な兵器まで、あるいは買ったり、あるいは作ったりしている。たとえばP2Vですね、例の大型の対潜哨戒機ですが、これは一機七億円の対潜哨戒機というのです。この対潜哨戒機について、防衛庁としては、三十七年度までに六十機生産する計画を立てている、そういうふうに聞いておりますが、こういう点も、日本の本土防衛に必要である兵器ならばいざ知らず、これは専門家のいろいろな話を総合すると、あまり必要ないというふうな意見を聞いています。そういうことにすると、こういうところにもむだに金を使われているのじゃないか、そういうふうな考えられるのです。この点一つ、理解のいくように御説明願いたいと思います。

○国務大臣(津島壽一君) P2Vのお話でございまして、これは四十二機の計画でございまして、三十三年度から始まりまして、五年の計画でございまして、四十二機でございまして、全体の金額は、これは米側にございまして、それに必要な機材等の提供がございまして、これは相互において、その計画に必要な資金の年次割りの協定を持っているわけでございまして。

このP2Vが、今お話しになったように、あまり必要のないものかどうかという点になります。これは対潜哨戒機でございまして、潜水艦に対して空中からそれを観測して、そうして適当な連絡をして、これを防衛するといふ……役割としては、これは地上艦上からはとうていそういつたことが

できない部分を、航空機によってそれが行われるという意味においては、国防衛、港湾の防衛、近海の防衛という点においては、私は最も有効であり必要なものとして、これだけの経費もかけてやるということではございまして、現状においてはそれがいいわけではございません。全然ないことはございませんが、これは一定の、全体の日本領空、領海を通じてこの程度の……これは海上自衛隊に所属するもので、防衛上必要であつて、また最も有効なる航空機である、こういうことになつて、長い間のいろいろな折衝、研究の結果が、やっとそれがつきまして、三十三年度に初年度の経費の計上をいたした、こういうことになつておるわけであります。

○伊藤道雄君 ただいまのP2Vですが、防衛庁内でも意思統一はなされなかつた、週刊新潮という雑誌がありますが、その他にもそういうような意味の指摘があつたわけですね。この内容を検討しますと、その性能とか、費用という点についていろいろと批判がなされたために、防衛庁内では意思統一もなかつた——現在あるかもしれないが、その当時そういう意思の不統一があつたのだ、またそういう点は、検討があつた十分になされないうちに国内生産に移しを決定せられた、そういうふうなことがあるのではないか、そういうふうな点についてお聞きわけですけれども、この点についての長官のお考えを伺いたいと思います。

○国務大臣(津島壽一君) これはあらゆる重大な事項については、いろいろ

な批判もあり、反対もあり、それによつて検討を加え、そして切實な検討をしていくところの結論を得るというの、私は当然だろつと思ふ。P2Vについてどういふことがあつたというところは、私は十分知ります。が、防衛庁としても、わが国の防衛上、海上航空のためにこれは絶対に必要なものである。それじゃほかにもいいものがあるかという問題になりますと、おそらくこれは私は、現在の段階においてはこれにかわるべきものは、非常な経費をかければあつて、しかも、国防の事情に相応したものとしては、私はこれが最も妥当な、適当な結論であつて、こういうことに米側も協力して生産に着手し、こういう段階まで持ってきたのでございまして。これはまあいろいろな、一部の者がまたいろいろな反対も……これはいろいろ世論というものもあり、そこに研さんを重ねる余地があるのでございまして、そういう御批判がかりにありとすれば、これは最も慎重にそういうものを検討し得る機会が与えられることとでございまして、この決定については、そういうふうな部内においてあつたというところは承知いたしております。が、結論的には、そういう段階を経て私はやっぱり結論である、こゝろ固く信じております。

○伊藤道雄君 今御説明ありましたP2Vですね、おもに戦時の外航船舶の防衛等に使うものだと思いますが、これを大量生産する理由は、日本が戦争に不幸にして巻き込まれた場合とか、約一年間の長期戦を遂行することとを予想した、そういうときに必要のようについておるのですが、この点は

一つ明確に御説明いただきたいと思いますが、そういう意味合いで使われるのかどうか。

○国務大臣(津島壽一君) 私の承知しておる限りにおいては、数量、機数の問題は、もつと多いことが望ましいという意見もあつたようではございまして、六十機という……それを四十二機というところから削減したという経過もあるの、ございまして。何分にも日本は四面海に面して、その海面も非常に多いわけではございまして、こういう陸地の国と違つた地理的な条件というものが考慮して、まあこの程度は最小限度に必要であつたといふところにこの機数を決めたといふこと、こういう次第でございまして、別にこれによつて全部完全であるという程度のものではないといふぐらゐな見方をいたしておるわけではございまして。

○伊藤道雄君 私が長官にお伺ひした要点は、これは、こういう船の性格から、長期戦になつた場合に主として必要であつて、というものは、物資を国外から補給する、これを護衛するといふような意味合いがあるといふふうに私は聞いておりますけれども、果してそういう見方でいいのかどうかといふことをお伺ひしておるわけですね。

○国務大臣(津島壽一君) まあ長期戦といふ言葉はどういう意味ですか、今までのヨーロッパ一次、二次大戦といつたような、数年にわたるといふような意味の問題であるか、比較的に一定の期間……どうしてもわが国は、御承知のように、食糧が足りない、原料、資材といふものはほとんど外国から重要なものは仰いで、そうして国民の生活の安定、経済を維持して

いくというわけでございまして、その輸出入のものと云ふことは、これは国の経済そのものの混乱、民生の安定を破壊するといふところに、どうしても海上の防衛等に、艦隊によりいゝことが、国力相応にはやる必要があるわけではございまして。長期戦であるといふその意味がどういふ趣意であるかわかりませんが、われわれはとにかくまあ必要限度の整備をして、そうしてそういうふうな重大な事態の起らぬように、これをやつていこうという趣意にはかならないわけではございまして、期間がどうであるから何機要るとか何と云ふような、そういうたゞの想像の状態によつてこういう機数が出たものとは思ひませんが、ある一定の限界といふものは、これは最小限度の必要だといふ観点から、こゝろいつた機数も計算しておるようなわけでござい

○伊藤道雄君 もし日本が不幸にして戦争に巻き込まれて、一年以上戦争状態になつた、そういうことは非常に、理論的にはあり得ると思ふのですけれども、実際は別問題として、そういう場合に、一年以上といふことになる、大体常識で判断して長期戦といふふうに解釈していいと思ふのですが、そこで、この一年ぐらゐの長期戦に日本として耐え得る、こんな交戦能力があるのかないのか、そういうことをまずお伺ひしておきます。

○国務大臣(津島壽一君) 防衛局長から計画をお答えさせます。
○政府委員(加藤陽三君) ただいまのお尋ねは、今後における戦争といふものが、まあそれこそ核戦争等になりま

すので、速戦的に行われるのではないかと。そうすると、海上護衛—P2Vと申しますよりは、海上護衛そのものに對して必要がないじゃないかという趣旨のお尋ねのように思ふのでございます。その点につきましては、軍事専門家の間にもいろいろ議論がございまして、大體におきまして、戦争の山は早期に来るだろう。しかし、戦争そのものは必ずしも短期に終るのだというふうな判断は、私は正しくないと思ふのであり、私が正しくないと思ふのみならず、軍事専門家の意見がそうでありまして、私もそう思つておるのでございます。いずれにいたしましても、日本のように原料なり食糧なりを海外から仰がなければならぬ国におきましては、この点に對する自衛隊としての配慮というものは、これはぜひ必要だと思ひます。御承知と思ひますが、昨年の英國の国防白書におきましては、海軍に對する配慮というものが非常に少なかったものであります。この点の英國国防白書におきましては、この点において重大なる転換をしておりまして、海軍力というものに相當の對潜能力を与えなければならぬということも明確にうたつております。やはりそこらところは、今後の戦争の成り行きというものに對しまして、今申し述べたような私どもの考えております判断が正しいのではないかと、この裏づけの一つにもなると思ふのでございます。

このP2Vは、四十二機を國産いたしました。米國からの供与十六機の予定でございます。現在そのうち十機が参つております。今後六機の供与を受ける予定でございます。國産いたしま

する四十二機と、米國から供与を受けます十六機、五十八機をもちまして、能力をいたしましては距離三百海里の哨戒を一日三直で実施し得るといふ能力を持つてございまして、三百海里以内の潜水艦の哨戒につきまして、一日三回やれるという能力を持つてございまして、これはしかし、哨戒にしまして、今お話ありましたごとく、これを海上護衛に使うということになりますと、必ずしも今申し上げたような哨戒のやり方ではないかと思ひます。海上護衛に使ひます場合は、これは護衛艦十二万四千トンの防衛力整備計画の中で八万五千トンと考へておるのでございますが、こゝろを船と組み合せまして、上空から潜水艦の攻撃を防御する。今までの例によりまして、潜水艦は飛行機の哨戒しておる水面におきましては、前大戦の例を見まして、出沒しておる回数が非常に少いのでございます。私どもはP2Vというものは潜水艦の行動の自由を制約する上におきまして非常に大きな効果を、効力を持つておると思ひます。

その上、海上防衛及び對潜哨戒、近海圏内における海上哨戒といふものを、P2Vと合せて、五十八機によつて処していきたい、かように考へておるわけでございます。

○伊藤道雄君 今の答弁から見まして、昨年の八月二十三日、ここに実物もございまして、読売新聞が防衛庁の防衛白書について詳細に発表しておるわけでありまして。この防衛白書、まあ名前はどうでもいいのですが、こゝろのものを防衛庁として、これは結局発表しなかつたわけですから、これは

は理由はどういう意味ですか。せつかくこゝろのものを作られて、これはもちろん正規に作られたかどうか、これはまあ別として、そういうものも作られたかどうか。そうしてまた、これをどうして、新聞にはこれは一応出たわけですから、正規に発表なさらないかつたその理由ですね、この点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(門叶宗雄君) ただいまお尋ねの防衛白書の件でございますが、昨年の七月、というものはあるいは違つておるかと思ひます。現在日本の置かれておる世界的な地位その他から、日本の防衛はかくあるべしといふことを、何らかの文書の形においてはっきりし、防衛庁の意見を出した方がよろうという御意見がございまして、種々部内において意見の調整、検討を加えたわけでございますが、なかなか的確なこれだといふ結論に到達いたしません。引き続き現在においても検討を続けておる次第でございます。まだ発表する段階に至つておらない次第でございます。

○伊藤道雄君 官房長さんから、今お聞きのような御説明があつたわけですが、この白書を発表しなかつた理由として、こゝろのことも聞いておるので、すけれども、言い当てる点はあるものがあるのですが、一つには、機が熟してゐなかつたといふことですね。これは、今も官房長が言われた。それから次に、予算編成期に當面しておるので、予算獲得のためにこれは不利に使われるのではないかと。それから大事な点は、国内の政治情勢と選挙態勢の整備。そういうことから大體これは発表されなかつたといふふう

に、これは私の考へではございせんが、そういう意見も聞いたわけですから、こゝろの意見に對してどういふふうな考へですか。

○政府委員(門叶宗雄君) 先ほどもお答え申し上げました通り、われわれ内部で種々検討しましたが、発表するに適切な結論を得る段階に至りませんので、なお引き続き検討いたしたいという趣旨でございます。

○伊藤道雄君 重ねて御説明のありましたように、これはまだ最終的決定に至つていないので発表していません。そのことはよく私もわかつています。そこで、まだ最終的に結論が出ていないから発表しないものを、取り上げて云々する意図は毛頭私どももございせんけれども、ただ、この防衛白書なるものの内容をいろいろ見ますと、たとえば日本の戦争過程を予想すれば、まず航空戦に始まつて、これが主体となつて、陸上戦はほとんど考えられない、また間接侵略の可能性はほとんどない、と言つておるこゝろのような点なんです。が、そこで防衛白書としてお聞きすることは、結論がないのでまずいと思ひますが、ただ防衛上の問題としてお伺いするに、いささかも支障がないと思ひますので、この問題を防衛上の問題としてお伺いしたいと思ふのですが、少くも、今申し上げたように、陸上戦はほとんど考えられないといふことが、最終結論が出ないにしても、この防衛白書なるものの有力なる意見としてあつたといふことは、考へてよいかどうか、そういう点をまず……

○政府委員(加藤陽三君) 陸上戦が將來の日本に對する侵略の場合において考へられないといふことは、私はないと思ひます。だんだんと兵器が進歩いたしまして、そういう方面につきましてのいろいろな意見もあるわけでございますが、一つこゝで御披露してみますと、ソ連のジョーコフ元帥、前の国防大臣のジョーコフ元帥が、ポールドウイン新聞記者に對する説明の中で、航空兵力と核兵器の発達にもかかわらず、將來戦は航空兵器と新兵器だけでは戦争を決定することはできない。大陸軍と膨大な量の在来兵器が不可避的に軍事行動の中に入つてくるだろうといふことを、ポールドウインに述べているわけでありまして。また、ジョーコフにかつてまして国防相になられたマリノフスキー元帥も、押しボタン戦争なんて文筆家が發明したもので、戦争を實際した人の考へたことではない、どんな戦争でも歩兵なしに勝つことはできない、といふことを言つておるものであります。また、アメリカの方の当局者の発言をいたしましては、陸軍長官のブラッカーの言でありまして、核時代の戦争におきまして、最後の兵器は地上で戦争をする歩兵であるといふことを言つておるのであります。これらの諸外國における有力なる因におけるそれぞれの權威者の発言からいたしまして、陸上戦といふものは全然予想されないといふことは、私は明確に言ひ過ぎだろと思ひます。

ただ、いかなる場合にいかなる態様において陸上戦争といふものが起り得るかといふことにつきましては、これはいろいろな想定がございまして、これは開戦當初に來るか、あるいは状況を見て來るか、いろいろございまして。しかし、戦争そのもののうちにおきましては、私は陸上戦争といふものは不可

避的に考えられなければならないものではないかと思ふのでございます。

○伊藤道雄 防衛上の問題として、もし日本の戦争過程を予想するといふに考へて、陸上戦についてはほとんど考へられないといふことに對して、今御説明があつたわけですが、それは一応おいて、今後の戦争は航空戦を主体とするといふこと、それと間接侵略の可能性はほとんどないといふこと、二点残つてゐるわけですが、この点について長官の御見解を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(津島壽一君) ちよつと私から御説明申し上げますが、その防衛白書というものが新聞紙上に於いては、これは聞いておられますが、私は防衛白書というものを防衛庁としては発表したことなく、また今の御指摘の記事についても私は詳細に読んでおられませんし、また私の方の部内においても、こういうものを発表しようといふような話も聞いておりません。従つて、その中に書いてあることについてのいろいろ意見はございしますが、今考へておるわれわれの考へ方と相当違つたやうに承るのであります。陸上部隊は必要ないとか、あるいは間接侵略はわれわれは考へられていないといふことは、その点においては、その記述は私どもの考へておるところと全然違つてゐるやうに思ふわけでありまして、ちよつと申し上げておきます。

○伊藤道雄 ところで、先ほど申し上げたやうに、この防衛白書なるものは最終決定に至つていないので、発表の段階でないといふことは、私も了承いたしましたので、防衛上の問題として、たとへばの例を出したわけであり

ます。防衛庁としては、今後、戦争過程を想像すれば、航空戦を主体にするのじやないか。また、陸上戦については一応考へられないといふ意見もあるけれども、防衛庁なり、防衛庁長官の見解はどうかであるか。そういう意味に、防衛上の問題としてお伺ひしておるわけですが、従つて、申し上げたことに対して、防衛庁長官として、ないしは防衛庁として、どのように考へるかといふことを、防衛上の問題としてお答えいただけますか。

○國務大臣(津島壽一君) 防衛上の問題として、ただいまお答えしたつもりでございしましたが、その記述はよく読んでおられますが、前後の關係等も十分わかりませんが、陸上部隊が、將來陸上戦ありといふことのために、そういう局面に對するやうな防衛の計画を實行して、こゝういふ趣旨でございします。なお、自衛隊の任務として、間接または直接侵略に對して國を守つていくといふその使命の上からいつても、間接侵略といつたやうなものもここに想定した上において、適當な措置を講じ得るやうな整備をして、こゝういふ方針で三十三年度に於いても、こゝういふ計画をここに作り上げて、御承認を得たい、こゝういふやうにしておるわけでございます。

○伊藤道雄 次に、方面を變更して、予備自衛官という制度があるのですが、この面に對してお伺ひしたいと思ひますが、まず、陸上自衛隊は三十三年度末で十六万、来年度、もしかりに二法案のうちの一法案が通れば、一万増といふことになるわけですが、大體いろいろ軍事評論家の話など承ると、今の応募状況から見て十八

万くらいが限度であらう、そういうやうな意見を言う人もあるわけですが、こゝういふ点について、現実にいふゆる自衛官を募集しておられる防衛庁として、応募状況から見ても、このことに對してどういふやうな考へをお持ちでありますが、この点、まず伺ひたい。

○國務大臣(津島壽一君) 人事局長からお答えさせていただきます。

○政府委員(山本幸雄君) ただいままでの自衛官の募集状況は、大體四倍ないし五倍程度の応募者が得られておるわけでございます。そのときどきの募集数のいかによりますけれども、大體毎年度二十万に近い応募者が得られておるわけでございます。そういういたしますと、その趨勢は大體最近の年におきましてもほとんど動きがなく、本年に入りましてからは決して毎年に入つてない。むしろことは、本年度に入つてからいふ成績に見えておるの

でございます。もし、かりに、これが平年度化して、増勢といふ年がなければ、平年度化してした場合に、満退その他自然退職等を含めまして、一般隊員でございますが、この補充は、ほぼ三万を少しこえるくらいの程度でありまして、これを補充することにつきます。さほど、樂觀をすることとはもちろんできませんけれども、われわれの努力をもつてすれば、決してこれは不可能ではなく、ただいままでの応募状況からいふならば、決してこの募集は至難ではない、かような見通しを持つておる次第でございます。

○伊藤道雄 これはぜひ長官にお伺ひしたいのですが、今は志願兵制度になつております。戦前は徴兵制度があつたわけですが、この志願兵制度からは徴兵制度に不足を補ふといふことは、非常に無理があるので、とりあえず予備自衛官制度を再検討して、根本的に改めて、まずそういう制度をつく。その次に、これはいつのことか時間的には言えませんが、その先に行つて、これはもちろん憲法改正といふこともからんでくる大きな問題ですが、結局、その先に徴兵制度でもしなければ、なかなか今の応募状況からいふと、この計画を進めることは至難になるのではないかと、そういうやうな意見もあるわけですが、こゝういふやうな問題について長官はどのように考へてですか。

○國務大臣(津島壽一君) 予備自衛官のことについての御質問がございしますが、御承知のやうに、現在の予備自衛官は、全体の定員を一万五千人と定められてゐるわけでございます。しかしながら、予算の關係等から、九千五百人というだけの予算の裏づけを三十三年度には持つてゐる。三十三年度の予算において、それを千五百人増加の予算を組んでいただきまして、三十三年度においては一万一千人といふことに相なるわけでございます。定員との間にはまだ開きはございしますが、これに要する経費の裏づけは、一千五百人増しして、一万一千人といふのが現在の予算並びに実行の計画でございします。また、そこに四千二人という余裕があるわけでございます。しかし、これはわが國独自の防衛体制でございまして、陸海空を通じて、全体を通じて三十三年度で一万一千人に予備といふものがなるわけでございます。

大體、御承知のやうに、旧軍あるいは世界各國の現状におきまして、大體二倍ないし三倍くらいの予備兵の必要な場合における募集といふものはできるわけでございます。はなはだ自衛隊の基礎と申しますか、そういうたやうな奥の奥の奥であるといふ体制になつてゐるわけでございます。

現状において、それなら予備自衛官を非常に膨大にするといふ計画ありやといふことでございします。この一万人の増勢によつて、訓練をするだけでもなかなか、最近の裝備の何が従来と違ひまして、相當の期間を要するわけでございます。まして、あとは自由の意思によつて予備自衛官に回すといふことで志願させるわけでございます。今日の現状において、まずそれだけの程度しかないわけでございます。しかし、まず第一に、常備自衛隊の根幹をきちんとしていくといふことが、最小限度必要なことでございまして、ただいまのところにおいて、予備自衛隊と申しますか、自衛官の制度をどうしていかといふことについての具体的な計画といふものは、実は持つておりません。一万五千人といふ定員をまず充足するやうな漸増の段階がまず第一歩であつて、その後、一応の根幹ができたと後に、どうするかといふ問題が検討されてしかるべきでございます。防衛の關係は、現状においては、先ほど山本局長からお話しいたしましたやうに、まず所要の自衛隊員の採用について、非常な努力と相待ちまして、その充足は可能であり、またこれを実現すべくわれわれは苦慮いたし、今日のところは、四倍半くらいの応募者が採用人に對してあるといふ状況で、われわれの

計画に支障はこの部面からはない、こ
ういう見通しを立てている次第でござ
います。

○委員長(藤田進君) この際、質問者
に御了解得たいと思いますが、津島防
衛庁長官は、衆議院の本会議の方に関
係法案の議題があるので出席したいと
のこと、従いまして、本日すでに四
時半にもなりましたし、この程度で本
日はとどめまして、散会をいたしたい
と思ひますが……。

○八木幸吉君 ちよつと、議事進行で
お願いしておきたいことがあるので
す。それはほかでもありませんが、当
委員会としては相当たくさん議案を
持つております。それで、今度どうい
うふうに日程をお進めになるかとい
うことは、委員長初め理事各位で御相談
になると思ひます。一昨日、本院に
国会議員の互助年金法案というものが
出ております。で、この法案はやはり
一般職の公務員及び特別職の公務員の
給与関係とも関係がございますし、そ
れから国民年金法案を社会党の方から
出しておられますので、その方とも関
係があるし、ことにこの法案は二十九
条、付則が九という非常に膨大な案で
ありまして、かつ、その所掌は総理府
恩給局にあるというふうな関係もあり
ますので、この委員会としては相当関
係が深いと思ひます。現在、議院
運営委員会に付託されておるようであ
りますが、これが審議が終ります前
に、適当な機会に提案者に一応質疑を
この委員会で行いたい、こつう希望を
持つておりますので、委員長として一
つ御考慮をいただきますして、適当なそ
ういふ機会をお与え下さるようにお願
いしておきたいと思ひます。

○委員長(藤田進君) 実は、委員長理
事打合会を月曜日に持ちまして、まづ
可能な限り、当面の日程を相談いたし
たいと委員長考へておりましたわけ
であります。とりあえず、昨日、本日の
日程をきめるにとどまりまして、引き
続き委員長理事打合会を持ちましてき
めていこうというつもりでおります。
ただいまの件でございますが、この
件もあわせて委員長といたしまして
は、理事の諸君にお諮りを、相談をい
たしまして、最終にきめたいと、かよ
うに考へておりますから、皆さまお聞
きのことだと思ひますから、十分御参
考になると思ひます。

午後四時三十二分散会